

総合評価の改正・運用の見直しについて

～ 地域評価型の全県型適用及び防衛省との災害協定の評価導入 ～

1. 防衛省では、防衛施設の強靱化事業を全国の基地・駐屯地で同時並行的に実施しておりますが、各事業を確実かつ円滑に執行していくには、これまで以上に地域の施工体制を担う企業の皆様に参画いただくことが不可欠です。このため、地域評価型の適用を、これまでの既存地区の運用は維持しつつ、全都道府県単位（県レベル）に適用を拡大することとしました。

近畿中部防衛局管内においては、京都府内の「土木一式工事」に適用を拡大いたします。

2. また、防衛省では、平時から連絡体制の整備や訓練の実施等を通じ、災害時に即応可能な体制の確保のため、業界団体等と災害協定締結を逐次行っているところです。当省との災害協定に基づく訓練や活動実績等を有する企業に対して、総合評価落札方式において、工事の履行能力に直結する要素として加点評価することとしました。

本運用は、令和8年7月1日以降に入札公告の案件からとし、詳細は近畿中部防衛局の発注見通しや入札公告等をご確認ください。

改正内容

○地域評価型の適用範囲拡大

京都府内の「土木一式工事」において、主に以下に加点

- ①県内における施工実績
- ②県内に本店(社)の所在
- ③地元企業への下請受注率 等

○当省との災害協定に基づく訓練や活動実績等を有する企業に対する総合評価落札方式における評価（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

- 当省と災害協定を締結した団体に加盟し、出勤又は訓練に参加した実績 = 4点(2点)
- 当省と災害協定を締結した団体に加盟 = 2点(1点)

JVは、代表者又は構成員のいずれかが加盟していれば加点評価する。

注) ()内は技術提案評価型（基準額以上）

問合せ先

近畿中部防衛局調達計画課調達計画課長

06 - 6945 - 4976